＜医師用＞

# 意　見　書

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「　　」

年　　月　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医師名　　印ヌはサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○　医師が記入した意見書が望ましい感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期開 | 登園のめやす |
|---|---|---|
| 麻しん<br>（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失してから |
| 水疱<br>（水ぼうそう） | 発しん出現１～２日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 結核 | ー | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| 咽頭結膜熱<br>（プール熱） | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合､咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>（0157、026、0111等） | ー | 医師により感染の恐れがないと認められるまで<br>（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である） |
| 急性出血性結膜炎 | ー | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | ー | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| 新型コロナウィルス感染症 | 発症後５日間 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること<br>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること |